

動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会（第9回）

議事概要

1. 日時 令和3年5月17日（月）10時00分～12時00分

2. 開催方法 WEB会議システムを使用

3. 出席者

座長	武内 ゆかり	東京大学大学院教授
委員	磯部 哲	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	加隈 良枝	帝京科学大学准教授
	佐藤 衆介	八ヶ岳中央農業実践大学校畜産部長
	渋谷 寛	渋谷総合法律事務所所長、弁護士
	戸田 光彦	自然環境研究センター研究主幹
	水越 美奈	日本獣医生命科学大学教授

事務局	鳥居 敏男	環境省自然環境局局長
	大森 恵子	環境省大臣官房審議官
	奥山 祐矢	環境省自然環境局総務課課長
	長田 啓	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長
	野村 環	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長補佐
	鈴木 莉恵子	環境省自然環境局総務課課長補佐
	佐藤 知生	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室係長
	尾崎 由布子	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室係長

4. 議事概要

座長の進行により、議事（1）（2）について検討が行われた。

（1）基準の解説書（仮称）について

事務局より、「資料1」基準の解説書案「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」の新たに書き起こした部分について、以下の説明が行われた。

- 前回の議論において表紙（タイトル）は、既存の解説書とは差別化し、チェックリストだけでなく、中身が重要であることが分かるタイトルにすべきだというご意見をいただいた。これを踏まえ、行政と事業者が守るべき基準が示

されていること、そして、その中身が容易に伝わるよう副題を付け「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」としている。

- ▶ 目次は5項目に分かれている。「1. はじめに・本書の使い方」では、今般の基準の解釈と運用指針を作成するに至った経緯及び参照すべき箇所について触れている。「2. チェックリスト」は、前回のご審議で文中にチェック項目があると分かりにくいというご意見をいただいたので、冒頭にリストの形式でまとめている。これは従来から細目として定められていた内容で今回基準省令に入ったものと、新たに犬猫の基準を具体化した項目を網羅するリストになっている。「3. 基準の解説」は、前回骨子としてお示しした本書の肝となる中身の部分である。「4. 行政指導・行政処分について」は、主に行政担当者向けに動物愛護管理法の規定を中心に行政処分の方法を整理したものである。「5. 参考資料」は6月1日から施行される基準のうち、飼養施設、従業者の員数、繁殖の基準について設けられている経過措置の内容をまとめている。最後に本書で扱われている関係法令を掲載した。これが全体の構成である。
- ▶ 「はじめに・本書の使い方」のパートの「はじめに」では、今回の法改正の背景として、これまで動物愛護管理法の改正の度に動物取扱業に関する規制が強化されてきたにもかかわらず、動物取扱業者による不適切な飼養等が改善されず、そうした現状を重く受け止めて関係者が対応していかななくてはならないこと、今般具体化された基準は、基準を満たさない事業者には登録の取消しも含め、厳格な対応を行ういわゆるレッドカード基準であること、事業者を指導する自治体がチェックしやすい基準が重視されたことなどを述べている。本書は新たな基準を厳格に運用していくために策定されたものであるという位置づけを明らかにしている。
- ▶ 「本書の使い方」では、チェックリスト、基準の解説、行政指導・行政処分の大きな3つのパートについてそれぞれの中身や使い方をガイダンスしている。チェックリストは、主に動物取扱業者が自ら基準への適合を確認するためのものであるとともに、自治体が立入検査等を行う際にも活用することを想定している。基準の解説は、チェックリストで項目を確認する中で疑問点などがあった場合に参照し、基準を満たしている状態か判断するために使うものである。このチェックリストと基準の解説に書かれた内容が満たされていない場合は行政指導や行政処分の対象となることから、遵守してもらわなければならない内容となっている。基準の解説に関して、「より理想的な飼養管理の考え方」を参考として記載している。この部分は基準違反となる内容ではないが、より質の高い飼養管理を目指す際に参考にしてもらいたい内容である。行政

指導・行政処分のパートは、主に指導監督を行う自治体向けの内容である。改善の意思が認められない悪質な事業者に対しては速やかな処分を行う必要があり、そのための手続きや処分の仕方をまとめている。この3つのパートについては、地方自治法第245条4第1項に基づく技術的助言としての位置づけを有するものである。

- 「チェックリスト」について説明する。このチェックリストは、前回の検討会でのご意見を踏まえ、これまで守らなければならないと定められていた基準をまとめた形になっている。基準のうち、特に立入検査等において確認が行われる事項を中心にチェックリストにした。チェックリストは、犬猫の飼養保管に必要な事項として、事業内容によらず全ての事業者が守るべき事項となっている共通事項と、事業内容に応じて確認が必要となる個別事項の2つのパートに分けている。例えば繁殖を行う事業者においては、繁殖を行う際のチェックリストを見てもらうことになり、個別事項にも分けて記載している。
- 続いて4ページ目からのチェックリストを見ていただくと、最初に共通事項であるケージ等に関する基準の記載がある。これらは全てチェック項目の形式で基準省令の遵守基準がベースとなっており、法律や施行規則等において定められている義務や申請時に確認する設備など、守るべき事項が網羅される形になっている。
- 右の欄にあるページの記載は、今回犬猫について具体化した新しい基準であり、詳しい説明（3. 基準の解説）があるため、参照ページを記載している。
- 4ページ目、ケージの項目についてのリストである。上から3つは、今回新しく具体化した基準の解説になっており、4つ目の□については、基準そのものではなく、申請時に確認する設備についてのチェック項目等である。
- 5ページ目は、従業員数の項目や環境の管理に関する項目があり、こちらも新しく具体化した基準の参照ページを記載している。続いて疾病等にかかる措置、そして動物の管理に関する事項という形になっている。
- 6ページ目、ここからは個別事項として事業内容に応じて確認が必要な事項を記載している。例えば、展示を行う事業者は展示を行う場合のチェックリストを守る必要があり、また輸送を行う場合は「輸送を行う場合」のチェックリストを確認する必要がある。
- 7ページ目、「繁殖を行う場合」、「販売を行う場合」のチェックリストがある。例えば「販売を行う場合」の上から1つ目に「販売される犬猫は57日齢以上である」という項目があるが、これは基準自体で定められているものではなく、法律で定められている規制となっているが、事業者が同じく守らなければならない事項なので、まとめて記載している。

- ▶ 続いて「譲渡しを行う場合」の事項、そして8ページから「貸出しを行う場合」、「競りあっせんを行う場合」、「訓練を行う場合」、「保管を行う場合」というように全体をまとめている。これらは、事業者の方が分かりやすいよう簡単な言葉で基準の項目を説明している。実際に基準に照らして確認いただく場合や、行政指導として活用いただく場合は、基準の条文そのもの等を参照いただくようにし、このチェックリストはなるべく簡単に守るべき事項が分かるという観点で整理した。
- ▶ 続いて、新しく書き起こした部分として「4. 行政指導・行政処分」について説明する。47ページ目、これまで動物取扱業において動物が不適切な状態で飼養管理されていた場合、行政指導を行い、少し改善されたからそれを前提に再度指導を行うということを繰り返し、適切な状態にならないということがあった。また、第一種動物取扱業の登録が取り消されることによって立入検査の権限が消滅してしまうことを懸念し、行政処分に至らず指導を継続するという対応が行われていた。そのような背景から、今回の法改正では、登録が取り消された後の第一種動物取扱業者に対しても行政指導と行政処分が行えることとなった。つまり、行政処分を躊躇する必要はなくなったといえる。これらを踏まえ、基準を満たしていない事業者に対しては勧告、措置命令、業務の停止、登録の取消し、刑事告発といった手段を効果的に用いて厳格に対応することで、動物の健康・安全や地域の生活環境を守るという法改正の趣旨を冒頭に示した。
- ▶ 次に、「基本的な考え方」の「1. 行政指導と行政処分」について説明する。まず、行政指導と行政処分の違いを整理した。勧告は行政指導である。措置命令、業務の停止、登録の取消しは行政処分である。これらの処分に従わなかった場合の刑事告発が次の段階としてある。行政指導だけでは直ちに取消しや罰則の適用とはならないため、行政処分を行うことが必要となる。違反の対応や悪質性の高さに応じてこれらの権限を使い分けるという比例原則の考え方で対応していくため、対応の方法はさまざまであるとお考えいただきたい。ここでは法23条に基づく勧告、命令、命令に従わなかった場合の法第19条に基づく業務の停止、登録の取消しという一連の指導、処分を主な対応の方法として解説をしている。これ以外にも法第25条に基づく虐待のおそれがある場合の対応、法第44条に基づく虐待等の罪を問う場合など、不適切な行為の内容に合わせた対応をしていくことをまとめている。
- ▶ 「2. 行政による迅速な対応の必要性」においては、問題のある事業者に対しては勧告、命令、取消し等の処分を速やかに行うことについて述べている。その理由は当然のことであるが、動物の置かれている状態などが緊急を要すると判断される場合や、基準を遵守する意思が見られない悪質な事業者に対し

ては、厳正かつ速やかな対処をすることを法が要請している。例えば、ケージのサイズは既存の事業者に対して1年間の経過措置が設けられているものの、犬猫の不適切な状態を直接禁止する基準、例えば体表が毛玉で覆われている、糞尿にまみれている、爪が異常に伸びているといった状態は、今年の6月1日から適用される基準なので、これらが守られていない場合は、ケージの基準にかかわらず指導、処分の対象になるものとして対応すべきである。また、経過措置期間が終了した時点で基準を満たしていない状態とならないよう、経過措置期間中の対応の考え方も示している。さらに虐待の直罰規定や措置命令に違反した場合に罰則が適用されるので、刑事訴訟法に基づき公務員は告発を行わなくてはならないという規定についても、迅速な対応が必要となる。これらを行わなかった場合、違反状態を是認していることとなり、法の要請することに対する不作為、国民の不信を招くことにつながるため、迅速な対応の考え方をまとめている。

- 「3. 立入検査について」を説明する。立入検査は対応の出発点となる重要な手段だが、仮に検査を拒んだり妨げたり対応しなかった場合は、罰則規定がある。検査を行う際は、これらの場合に刑罰が科されるということもあることを明示して行うことで実効性を高めること、あるいは抜き打ちでの立入検査も行えるといったことを整理している。これらの妨害や対応をしないことそのものも罰則が適用されるので、この場合にも告発が可能である。捜査機関と十分協議して告発を行うかどうかを決めていくこととなる。
- 「4. 行政処分と刑事処分との関係について」では、その内容を整理している。違反行為が明らかであれば、例えば、捜査機関による虐待罪等の対応が行われたり、公訴が提起されたりしているということをもって行政処分を留保する必要はない。刑事処分とは目的が異なり、将来にわたって動物の健康及び安全の保持を行うことが法律の求める要請目的となるので、行政処分を行わないことは法の趣旨に反する。国民の不信を招くということにつながる。行政処分はそれのみで粛々と進めることが重要である。
- 続いて49ページ「遵守基準の違反に対する対応」では、基準に違反している場合に一番多い対応のパターンと考えられる法23条による勧告、措置命令、法第19条による業務の停止、登録の取消しという一連の流れを、行政手続法に基づく対応も含めてフローで整理している。
- まずスタートとして立入検査がある。基準に適合していない場合は勧告を行う。期限は3カ月以内だが、不適合の内容に応じて適切な期間を設定する。勧告した内容が実施されれば対応は終了だが、未実施だった場合は次の段階の措置命令に入る。事業者にとって不利益処分となるので、ここで行政処分手続法による弁明の機会の付与を行う。措置命令を講じようとする方針は決定

して動くことになるが、事業者の弁明や正当な理由の有無を確認する場として弁明の機会の付与を行う。なお、例外的に客観的な基準に照らして計測可能な内容に係る命令については、弁明の機会の付与を省略できる場合もある。この考え方については、51 ページの「2. 弁明の機会の付与に際しての注意点」で考え方を整理している。措置命令に係る内容が事業者によって実施されればその時点で対応は終了だが、未実施の場合は法第 19 条の規定に基づき、業務の停止、登録の取消しへと進む。もう一段階厳しい行政処分となるので、登録の取消しを行う場合は行政手続法に基づき聴聞を実施する。なお、業務の停止については、措置命令と同様に弁明の機会の付与で対応するのが適当である。これらの一連の対応については各段階で期限を定めて、次の段階に移る際も途切れなく進めることが必要となる。また、措置命令、業務の停止や登録の取消しという処分に違反した場合は告発を行うこととなるので、捜査機関と事前に十分調整を行わなければならない。フローの一番最後に告発への流れを示している。

- 50 ページの図表 20 と 21 では、それぞれ勧告までの段階の根拠法令と対応の方法、勧告の後の措置命令、業務の停止、登録の取消しに係る条項と処分方法等を整理している。フローと照らして見ていただきたい。
- 51 ページ「2. 弁明の機会の付与に際しての注意点」、52 ページ「3. 聴聞の実施に際しての注意点」は、行政手続法に基づくそれぞれの対応方法、注意点を参照してもらえるように整理している。
- 53 ページからは各文書のひな形である。ひな形 1 が勧告、ひな形 2 - 1 が弁明の機会の付与、ひな形 2 - 2 が聴聞の通知、ひな形 3 が措置命令、ひな形 4 が業務の停止、ひな形 5 が登録の取消し、ひな形 6 が告発ということで、順番に様式を準備している。
- 61 ページは「その他の行政指導・行政処分の手順等」についてまとめている。先ほどのフローでは法 23 条と法 19 条による行政指導、行政処分の方法を整理したが、このフローには反映しきれないその他の手順があるため、ここにまとめている。「1. 法第 19 条に基づく登録の取消し、業務の全部停止、一部停止の命令」、法第 19 条 1 項から 5 項までに該当する状況になった場合は、法第 23 条に基づく勧告、措置命令を経ずとも、業務の停止、登録の取消しを行うことができるため、そのことについて整理している。
- 「2. 法第 23 条第 3 項に基づく公表」では、先ほどのフローで勧告に従わなかった場合の公表の手続きについては触れていなかったが、その旨を公表できるということを記載した。また、第二種動物取扱業についても同様であることを整理している。
- 「3. 法第 24 条の 2 に基づく第一種動物取扱業者であった者への対応」にお

いては、第一種動物取扱業の登録が取り消された後も2年間は勧告、命令、報告徴収、立入検査を行うことができることを記載した。

- 「4. 法第25条に基づく不適正な飼養又は保管による虐待のおそれに係る措置命令又は勧告及び立入検査」の項目では、虐待を受けるおそれがある事態が生じていると認めるとき、法25条に基づき必要な処置を命じることができることを説明している。フローで整理した手順とは異なり、勧告を行わずに措置を命令することができるため、弁明の機会を付与した上で措置命令を行うという手順になっている。
- 「5. 法第44条第1項から第3項の規定に基づく虐待行為等としての対応」では、愛護動物の殺傷、虐待、遺棄については直罰規定であり、フローに沿った手順ではなく、告発の段階から対応するということになるが、次に述べるとおり捜査機関と十分な調整が必要である。
- 「6. 刑事告発の際の注意点」では、告発の際には違反行為に係る時系列や内容、第三者からの苦情といった情報など、さまざまな情報を疎明資料としてまとめる必要があるため、特に案件の対応にあたっては克明な記録をしておき、捜査機関と告発文を提出する前に十分調整が必要となる旨を記載した。
- 「7. 相談窓口への報告」では、環境省の相談窓口の機能全般については後で述べるが、法第19条に関連して次の2点への対応のために処分を行った際は60ページのひな形7を使って、速やかに報告する旨を記載している。1つ目として、登録の取消しを受けた者又は業務の停止を命ぜられた者が、他の都道府県知事から第一種動物取扱業の登録を受けようとしている場合は、法第12条第1項第3号又は第5号の欠格要件に該当することになるが、他の都道府県知事は登録を取り消された事実を承知し得ないので、環境省を通じて情報提供をすることになる。これを受けて各自治体で登録を拒否することができる。2つ目は、第一種動物取扱業者が法第19条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する状況になった場合に、当該事業者が他の事業所においても登録を受けているとすると、その事業所についても登録の取消し、または業務の停止を命じることができる。しかし、他の都道府県知事は処分の事実を承知し得ないので環境省を通じて情報提供し、これを受けて登録の取消し又は業務の停止を命じるということになる。
- 62ページ「8. 第二種動物取扱業者への対応」のパートでは、第二種動物取扱業にも基準省令が適用されるが、第一種動物取扱業とは異なり、立入検査から措置命令までを行うことができるということが記載されている。この「8. 第二種動物取扱業者への対応」の最後に勧告の手順を外して実施するという記載は誤りだったので、「措置命令までを行える。」に修正させていただく。

- 「相談窓口による対応」については、先ほど述べた相談窓口への報告だけではなく、全般的な機能として行政指導、行政処分を円滑に行うためのノウハウの蓄積と情報共有を行うということを意図している。各自治体から処分を進めるにあたっての相談、事例の対応状況、結果の報告をしていただき、環境省ではそれへの助言、同様の事例での対応等についての情報共有を行い、新しい基準がしっかり運用できるようにしていきたい。
- 「5. 参考資料」では経過措置と関係法令を整理した。経過措置は飼養施設の基準と、従業者の員数に関する事項、繁殖に関する事項におかれているので、その内容について整理している。66 ページからは関係法令になり、動物の愛護及び管理に関する法律をはじめ、74 ページから法律施行規則、82 ページから今回具体化された第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令、95 ページから関係法令として刑事訴訟法、行政手続法、97 ページから行政不服審査法ということで、本書で取り上げている法令の条文を示している。新たに書き起こした部分の説明は以上である。

事務局からの説明後、以下の質問・意見等があった。

- 47 ページからの行政指導、行政処分については一部大きく書き直さなければいけないところがあると思う。弁明の機会を付与するという行政手続を省略できるかどうかの記述が正確ではない。例えば勧告は基準違反があるときに改善を勧告することなので、「5人でなければ駄目だ、4人では足りない」と言えばよく、客観的な基準で明確である。その上でなお勧告に応じないときには措置命令ができるが、この命令については単に4人を5人にせよということではなく、5人にしないことにつき正当な理由があるかどうか処分の要件になる。つまり「これはこういう正当な理由がある」と業者の言い分をきちんと聞く弁明の機会は必ず行わなければならない。50 ページの図表 21 は、措置命令について、例外的に客観的な基準に照らして、計測可能な内容に係る命令については弁明を省略できる、行政手続法第 13 条の例外 2 項 3 号の適用があると書いてあるが、それは誤りである。そのような可能性はなく、常に正当な理由の有無が要件になる。従って行政手続、弁明の機会を付与するのをスキップしてよいのは、せいぜい 1 号の公益上、緊急の必要があるときだけではないか。51 ページの 2 の「(1) 弁明の機会の付与通知」の「ポイント」にも省略できる場合もあると書いてあるので、改めて全体を見直していただきたい。(委員)
- 弁明の機会の付与は、「勧告に従わないという状態が見られるので、処分します」ということをまず通知する。その上で実際に処分をするまでどのぐらい

の期間が適切かという点、50 ページでは1 カ月程度が目安となっている。でも、これは長い。また、51 ページの（1）では「期間2 週間を目途」となっており、齟齬があるが、弁明の機会については1～2 週間が相場だろう。普通の行政手続法のコンメンタルなどでもそれくらいが一般的ではないか。1 週間から10 日程度の感覚である。聴聞についてでさえ1～2 週間程度という記述があるくらいで、1 カ月は長い。むしろ準備期間が長いと、弁明の機会をスキップして、13 条2 項1 号の緊急の必要性ありと考え、相手方の意見も聞かずに処分するなど手続保障がおろそかになる弊害が出るのが容易に想定される。あくまで個別のケースにもよるが、この指針が標準を示すものであるなら、措置命令については1～2 週間、業務停止命令なら2 週間～1 カ月間というぐらいの記述がいいのではないか。（委員）

- 解釈・運用指針は何年かに一度見直すということはあるのか。（委員）
- 弁明の機会の付与については、原則として手続きをやりと書いたつもりだが、例外はないというご指摘だったので、修正させていただきたい。また、弁明の機会の付与の期間についても2 週間程度ということだったので、ここについても修正させていただく。（事務局）
- 基準の解説自体は基準に連動しているので、基準が変わらない限りは基本的にその解釈は変わらない。ただし、運用していく中でどうしても支障が生じるといような事例があれば、その時点で整理が必要になるだろう。（事務局）
- 単純に誤字脱字の訂正であればともかく、その後の運用を踏まえた記載の追加や見直しを行う可能性があるのであれば、バージョン 1.0 とか、第何版など、いつの時点のものかが明確になるとよいのではないか。（委員）
- チェックリストの確認だが、全体的に*で「この事項は第一種取扱業のみに適用」と書いてあったり、※で「第一種動物取扱業の場合」と入っていたりするが、これは何か意味が違うのか。また P 4 の「ケージ等は、耐水性がなく簡単に洗えないなど、衛生管理の支障がある材質ではない。（例えば、段ボール等を用いていないか。）」の後に「* 1」と書いてあるが、これはこの（ ）の項目だけが第一種のみ適用なのか。（委員）
- 最初に*が付いている事項と、※で「第一種のみ適用」となっているところがあるというご指摘については、基準の中で第一種にしか適用されないものがあつたので、その旨をチェックリストでも分かるようにしている。*と※の使い分けは、*は第一種にしか適用されていない事項が同じ項目の中に複数ある場合に使用している。複数の項目に全部「第一種のみ適用」と付けてしまうと、チェックリストとして見づらいため、最下段にまとめているものである。同じ項目の中で第一種にしか適用されないものが1 つしかない場合は、*で下書き分けずに、見やすさの観点から※をつけている。つまり、*

と※について使い分けがあるわけではなく、見やすさの点で複数出てくるところはまとめて一番下に付けているものである。()のところ、例えばケージの耐水性の話については、かっこ書きだけではなく、これ全てについてが第一種にしか規定がない項目なので、1つのチェック項目につき1つの説明をしている。(事務局)

- 今回 59 ページに「文書ひな形 6」の告発状がある。これまでいろいろ違反があっても罰則までいくケースが少なかったが、今回この告発状は具体的に内容も書いてあるので、これを参考にして適切な告発、警察の捜査機関と連携を図りながら実効のある形になればいい。(委員)
- 6 ページの「展示を行う場合」の最初の□の部分「6 時間を超えるごとに休息時間を設けている」というのは、これはいわゆる第一種の展示業だけなのか。第二種の譲渡会等の展示の場合には、そういうことは求められないのか。(委員)
- 6 ページ 3 ぽつ目の「犬猫に芸をさせたり」という文章は、「※展示業の場合」と制限されているが、訓練業は含まれないのか。(委員)
- チェックリストは全体として、なるべく簡単に分かるようにという観点からまとめている。先ほどの質問のように、第一種にしか規定がないものは、注釈で「第一種のみ適用」といった記載をしている。しかし、ご指摘いただいた展示の休憩時間の基準等については、第一種のみ適用されるものではなく、第二種も適用される。つまりこのリスト全体として特に注釈がない場合については、第一種も第二種も全ての事業者が展示を行う場合は遵守が必要になってくる基準である。(事務局)
- 展示を行う場合の 3 つ目の項目についてはご指摘のとおり訓練業においても遵守が必要な事項となっているが、ここは展示業者を対象に書き分けた個別事項を想定している。「訓練を行う場合」については、8 ページにリストがあり、その 1 つ目に同じ基準が適用される形になっている。つまり、訓練を行う事業者はこちらを見た上で、同じ基準を守らなければならないこととなっている。(事務局)
- 今の説明で分かったが、第一種に関しては展示を行う場合や訓練の場合を別々に書いているが、それこそ第二種はどこに入るのかが、読んでいて分かりにくいので、工夫が必要ではないか。(委員)
- 基本的に全ての項目で、第二種も第一種も関係なく守っていただかなければいけない項目となっている。しかし、第一種のほうが印象に残りやすくなってしまっているかもしれないので、ご指摘等踏まえて修正を検討させていただきたい。(事務局)
- チェックリストの加筆は可能なのか。4 ページの「飼養施設・設備」の□の 2

番目「犬猫が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる」では、身繕いというのが動物にとって非常に重要な行動だと思うので、これを入れることはできないか。また、これは6ページにも同じような記述がある。身繕いができるということは非常に重要である。(委員)

- 4ページの下から2行目のところに「5年間保管」とあり、5ページの「疾病等に係る措置」の□の4番目は「5年間分保存」と書いてあるが、この違いはあるのか。5年間保存と5年間分保存が混在しているので、統一できるなら統一したほうがいいのではないか。(委員)
- 5ページ目「環境の管理」の□の4つ目の「清潔が保たれ、環境を損なうような臭いが無い」では、環境だけではなく動物にとっても損なわれないような臭いという、動物の視点を入れることはできないか。また同ページの「動物の管理」の1つ目の□の中に、常同行動などの指標を不適切な状態の1つに入れられないだろうか。(委員)
- 6ページ目の□の5番目に状態確認ということが書いてあるが、具体的に「身体的及び心理的状态」などの文言を入れられないか。7ページも同様に「販売を行う場合」の□の2番目「健康上の問題」があり、この健康も身体的、心理的な健康上の問題など心理的な部分を加えることができないのか。(委員)
- 6ページ目の「輸送を行う場合」、輸送後2日間以上観察ということだが、通常以上の頻度で観察ということを加えられないか。(委員)
- 6ページの「展示を行う場合」の□の3つ目の芸や訓練において、基本的に報酬を使うなど、そういう文言を入れることができないか。(委員)
- 全体としてチェックリストの項目については、基準として定められている事項、省令において定められている事項をベースとしているので、省令として想定されていること以上のものを全てここに書いてしまうと、4のところでご説明したとおり、それが即、行政処分や登録の取消し等につながってしまうおそれがある。そこはバランスを取って記載をしなければいけない。ご指摘の趣旨や観点は必要な項目なので重要なご指摘だが、チェックが付かないと業務取消しという話になってしまうので、どこに持っていくかというところ。基本的には法律に記載されていることがベースとなっているので、そこはご理解をいただきたい。(事務局)
- 例えば「5年間保存されている」は文言の修正なので統一できるように見直させていただき、ご指摘いただいた常同行動の観点や観察等については、このチェックリストの中ではなく、これからご説明する3番のパートの本体の解説中に書き加えている。そちらと併せてご確認いただき、動物の状態を確認したり、観察したりしていただく形を想定している。例えば、動物の管理で常同行動が見られたら即アウトという話になった場合、第二種の事業者がレ

スキューした動物に常同行動が見られたら、その瞬間に違反ということになってしまうため、ケースバイケースで判断が必要な部分もある。そのため慎重にリストの中では整理せざるを得ないことはご理解いただきたいが、いただいたご指摘については検討させていただく。(事務局)

- チェックリスト右にページ番号が書いてあるが、その左側の線は、1つの項目をまとめて引いてある。しかし、実際そのページに飛ぶと一部のことしか書いていない。それは新しく加わったものに関して解説をしているからという理由だが、初見でこのチェックリストを見るとページがいろいろなところに付いていて、どういう意味なのかと疑問になる気がする。なので、新しい項目のところだけに縦線を付けて、P 9ならP 9に飛ぶというような形にしたほうが分かりやすいのではないか。(委員)
- 全ての項目について今回解説を加えているわけではなく、新しく具体化した基準をメインに解説しているため、リスト上分かりづらくなならないように、前段の使い方のところにも趣旨は記載した。しかし、実際に少し見づらいようなので、記載ぶりは見直したい。(事務局)

続いて、事務局より「資料1」基準の解説書案「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」の「3. 基準の解説」の本体の部分について、以下の説明が行われた。

- 9ページ目から「基準の解説」を記載している。この「基準の解説」の部分は、前回の検討会で解説書の骨子案としてご説明させていただいた部分である。前回の委員からのご指摘等を踏まえて修正を加えているので、主に修正した部分を中心に説明させていただく。
- 全体として見やすく体裁を整えた。特に前回ご指摘いただいたように、守るべき必要がある基準と参考となる情報を書き分けるようにした。まず冒頭に「基準の解説」の使い方について説明を入れた。基本的には具体化された新たな基準を中心に解説しているもので、法律で規定された7つの項目について基準の概要を冒頭に示したうえで、基準の趣旨とチェックポイントとその解説の部分という項目で整理した。これを用いて事業者の方にしっかりと基準の遵守を徹底いただきたい。
- 1つ目、飼養施設の管理と設備の構造等に関する事項。こちらはケージの項目となっており、9ページの一番上のところに青い枠の中でお示ししているのが、基準の概要部分である。下に「趣旨」という形でこの基準の趣旨について解説がある。その後に「チェックポイント」を記載している。こちらはチェックリストの中で、特に参照ページがある部分となっており、このポイントはリストの記載と連動している。チェックポイントを9ページから10ページ

にかけて掲載し、その下に解説が続くという形である。

- ケージの解説の部分については、基本的にはケージの考え方、体長・体高やケージ等の定義、例えば部屋で放し飼いをしているときは部屋全体がケージ等に当たるのでそこが面積を満たす必要があるということを解説している。そして、10 ページの下の部分にケージのイメージ図を示した形で解説を構成している。
- 11 ページには、運動スペース分離型といわれる、いわゆるケージ飼育などを行う場合の基準の解説を入れている。こちらにもイメージ図等を示し、その中に個別の考え方や、例えば運動スペースの交代利用についてを、下から2つ目のところに記載している。この辺りの記載については、基本的には前回と大きな修正等を行っていない。12 ページも、「運動スペース一体型（平飼い等）の基準」について、図示などをしながら解説をしている。
- 続いて13 ページ「分離型・一体型に共通する基準の考え方」について解説している。大きく変えたのは一番下の項目の「体長・体高によるケージ等の具体的な大きさ」である。ケージの大きさについて、次のページから図表を示しているが、前回は品種ごとの平均値を出し、それに基づくケージの大きさを掲載していた。しかし平均値より大きな個体等がいた場合に、平均値の小さいケージで十分であるという誤解を生んでしまうのではないかというご指摘をいただいたため、平均値から算出するのではなく、体長、体高の大きさを基に必要な大きさのケージを準備することができるような早見表に作り替えた。早見表には運動スペースの面積についても記載している。運動スペースの面積については、基準自体は面積を規定するものになるので、それぞれの縦と横の長さについては必ずしもこれによらなければならないというものではなく、具体的にイメージがしやすいよう、その面積となる縦と横の大きさを掲載している。14 ページの図表が犬の場合、続いて15 ページの図表6が猫の場合である。
- 続いて16 ページ、参考として代表的な品種の大きさについて整理した。参考情報は、緑の枠に入れる形で全体を整えている。16 ページには犬の品種の大きさ、17 ページには猫の品種の大きさに関する情報を掲載している。
- 18 ページは「ケージ等及び訓練場の構造等の基準」について、金網を使っていないことといった基準について解説をしている。
- 19 ページの「より理想的な飼養管理に向けて」で、理想的な飼養管理に向けた参考情報を掲載している。前回の検討会でももう少し記載を充実させたいとしていた。例えばエンリッチメント等に関する考え方、個体が自由に好きな場所を選択できるような広さや設備、隠れ場所やクッション、遊具などの工夫等を記載した。ケージ等の設備の配置については、例えばトイレは餌場

と離して設置することなど、衛生面からの望ましいことを記載した。また「傷病個体や繁殖時のケージ等」として、けがをしている個体や病気の個体等がいた場合は、目の届くところに置くことや、繁殖時は静かな場所にケージを置くこと、親犬、親猫が子犬・猫と適度な距離を保てるようなケージ等の工夫などがある。歯が生えてきたときに親がかまれてしまうこともあるので、それを防ぐ配置の工夫などを記載している。

- 20 ページからは従業者の員数に関する事項である。「チェックポイント」には、飼養保管を行う犬猫の頭数、つまり1人当たり飼養できる上限を決めている基準に対して確認してもらう事項を示してある。ここにカウントする犬猫の頭数には、親と同居する子犬、子猫と、繁殖を引退した犬猫は含まれない。また、この頭数のうち繁殖させている犬猫の頭数を把握していることをチェックポイントとして挙げている。この頭数が職員数に対してオーバーしていないかということも確認が必要である。
- 「解説」の部分について説明する。常勤の職員が勤務すべき時間数については前回も法定労働時間の上限である週40時間とすることとしていたので、定義の変更はしていない。常勤の職員以外の職員についても、前回と同様の定義で書いている。要するに、非常勤の職員の勤務延べ時間数を常勤職員の40時間で割った数値を人数としてカウントすることができる。ただし、この数値が2.5といった小数点が出る場合には、0.5人分についてはカウントすることはできない。また、前回ご指摘のあった個人事業主やボランティアスタッフの扱いについても同様に算出するよう、最後に解説を加えている。
- 次のページは、1週間に40時間を単位とする常勤換算をしやすくするために、「参考様式1」を追加している。事業者においてご活用いただきたい。この例の場合は、職員は3名だが、員数としては2名になる例を示している。月単位で管理する場合には、22ページに表があるので、どちらか使いやすいほうで管理していただきたい。
- 23ページの1人当たりの飼養又は保管する頭数については、解説の部分は前回と変更はない。図表9を追加して、自分の飼養施設で出入りする犬の頭数をどのように考えるかを整理している。基準との関係だと①と②を足した頭数が1人当たり20頭までということになる。そのうち②の繁殖の用に供する犬が15頭までである。③の繁殖引退犬、親と同居する子犬については、この頭数に入らないことを概念で示している。これに関係する様式として参考様式2を24ページに示した。これを毎月月初めに記録しておくことで、年度末に提出が必要な動物販売業者等定期報告届出書にも活用できる。そうすれば立入検査の際に現在手元にいる頭数が何頭であると即座に示すことができ、年度末の定期報告の届け出もスムーズに行えるものとする。

- 「員数の計算に当たっての留意事項」の複数事業所にまたがって業務に従事する職員の扱いについては前回と変更はない。それぞれの事業所での勤務時間が常勤換算に組み込むことができるということである。
- 「同一事業所で販売業務や複数業種に従事する職員の扱い」は同一事業所で販売業と保管業の登録を受けている場合は、それぞれの業種ごとに員数を計算すること、すなわち複数事業所にまたがって業務に従事する職員の扱いと同様に、両方の業種に対して員数が1いるというカウントはできないと考える。この24ページの下段には別の例として、ペットサロンなどの動物を一時的に保管する業形態の場合には、常勤の職員の勤務すべき時間数が週40時間を満たさず、この換算方法が著しく不合理な場合の扱いを整理した。例えば週に2日間営業する場合は、1日8時間で合計16時間、この16時間を常勤の職員が勤務すべき時間として常勤換算を行う運用の例を示している。
- 「員数規定の遵守状況の確認方法」については、参考様式1と2、参考表を組み合わせて行う方法を示した。事業者とそれをチェックする自治体において参照していただきたい。25ページのところの「別表の読み方」は、前回と同様の内容で特に変更はない。
- 3つ目27ページ、「環境の管理に関する事項」について、主に追加した部分などを説明させていただく。チェックポイントとして4つ目のところに、光の管理をしっかりとっているかというところがあるが、猫は光の管理を行うことで人為的な発情促進ができる動物となっているので、そういったことをしないようにということが基準の趣旨であるため、その部分を明確にし、過剰な繁殖を行っていないか確認できるような記載を追加している。
- 「解説」の1つ目の「低温・高温により健康に支障が生じる状態」の下段後半部分で、温度・湿度の管理だけではなく適切な換気等を行うことは、感染症予防等の観点などを含めて重要なので、換気ができるような設備を置くことも記載させていただいた。空調設備の設置自体が基準として定められているので、そういった部分を掲載している。
- 28ページからの「参考 適切な温度管理のための情報」は前回いろいろと情報を載せていたが、全体のバランスから見て情報が細か過ぎるのではないかというご指摘などをいただいたため、参考として載せたほうが良い情報を整理してシンプルな記載にしている。
- 29ページから「臭気の基準」についての解説になる。こちらは悪臭防止法との兼ね合い等も含めて、臭気が発生するようなことがないようにという内容である。先ほどご質問があったが、ここでいう環境は、周辺的生活環境だけではなく動物たちがいる飼育環境も含んでいる。そのため、動物たちにとっても悪い状況にならないようにというのが基準の趣旨である。参考情報として

30 ページに「臭気の測定方法」を載せた。

- 31 ページは、「光環境の管理の基準」という部分で、猫の場合人為的な発情促進による繁殖コントロール等がないようにすることと、適切な光環境の管理を行うことについて、記載を充実させている。
- 4 つ目、「動物の疾病等に係る措置に関する事項」の基準は、年 1 回以上の健康診断について記載した。この健康診断の内容等は、前回検討会でもご指摘をいただいた。32 ページの「解説」の「健康診断に係る義務付けの内容」という部分について、記載を充実させた。
- また新たに 33 ページに診断書の参考例を掲載した。あくまでこの健康診断については、獣医師の診療に基づいて必要な検査を行っていただくという趣旨になっており、個体の年齢や基礎疾患の有無等によっても必要な項目が異なってくるので、あくまで参考という形になるが、こういった健康診断を受けたらよいか分からないことがないように、状況に応じてこの様式を活用できるものとなっている。下に表を載せているが、特にチェックが必要な内容として、問診をしっかりと行い、状況を聞き取った上で、行動の異常として常同行動等がないか、また身体の確認として全身の状態や目の周りの状態、口の状態、四肢や肛門の状態や、さらに繁殖に関する今後の状況等についても診断を受けることになるので、生殖器の状態等についても全体の状態を見ていただくことを参考として示している。こういった診断の結果、病気やけがなどの治療が必要な場合には、速やかに必要な処置を行うということが基準となる。最後の部分に、獣医師は動物愛護管理法に基づいて虐待等を受けたと思われる動物を発見した場合は通報の義務があるのでそのことを記載しており、健康診断の際に万が一獣医師が何か見つけるなど、発見が早くなることを期待している。
- 34 ページには診断項目の目的などの例や診断書に関する獣医師法の関連規定なども掲載している。
- 35 ページ「より理想的な飼養管理に向けて」には、参考情報として、ワクチンの情報や寄生虫の情報等について掲載した。こちらについても前回のご指摘等を踏まえ、少し記載を整理している。36 ページには「かかりつけ獣医師を確保する」ということを掲載した。
- 37 ページ「動物の展示又は輸送の方法に関する事項」について、展示を行う場合は休憩できる状況にしておくか、6 時間ごとに休憩時間を設けるという基準がある。輸送については輸送後 2 日間観察をする基準がある。先に展示の基準について解説があり、ここについては特に前回から大幅な修正は加えていない。また 38 ページには輸送後の観察に関する基準について記載した。ここも大きく修正等はしていない。39 ページは関連する参考情報として、配

慮することについて、ストレス等がかからないようにすることなどを記載している。

- 「6. 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項」のところである。ここも前回とは大きく変えてはいないが、41 ページの繁殖実施状況記録台帳の後半部分については、令和4年6月から犬猫等販売業者においてマイクロチップの装着が義務化されるので、その情報等をもとに、生年月日や繁殖状況記録台帳に記載された年齢等がきちんと整っているかなども確認が可能となるため、そういった情報を補足している。
- 43 ページ「より理想的な飼養管理に向けて」で、参考となる情報を幾つか掲載をしているが、前回のご指摘を踏まえて、全体の記載内容を整理した。繁殖生理に関することや帝王切開に関すること、遺伝子疾患に関することである。遺伝子疾患は前回細かい表を載せたが、知見として整ったものとしては、研究がまだ及んでいない部分もあるというところだったので、そういった部分を割愛し整理した。
- 7つ目「その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項」は、主に動物の管理に関するものという形になっている。直接的に不適切な状態を禁止し、清潔な給水、運動スペース内での運動、人との触れ合いの活動等が基準となっている。
- 主に記載を修正した部分については、45 ページの「より理想的な飼養管理に向けて」の部分で、前回のご指摘を踏まえ、記載を充実させた。1つ目の参考情報として「動物の状態評価（アニマルベースドメジャー）」を載せた。これまでの検討会では、アニマルベースドメジャーと言ってきたが、少し分かりづらく、英語表記とずれるので、動物の状態評価という日本語の表記を加えて、英語に合わせ「アニマルベースドメジャー」と掲載した。前回しっかりと動物を観察した上で状態を評価することが重要であるというご指摘をいただいたので、アニマルベースドメジャーの考え方を踏まえた上で、しっかりと観察することが重要であることを記載している。例えば、観察のポイントとして外貌、けがや傷、毛艶の状態や表情、常同行動、無気力や震えなどがないかを注意して観察することも掲載した。
- また「個体に合わせた飼養管理方法」で、エンリッチメントに配慮することや、品種等によって必要なトリミングやブラッシング、シャンプーや爪切りなどを行っていくことが重要なので、その記載を追加した。さらにエンリッチメント等に配慮し、隠れ場所やクッション等を置くこと、猫の場合は爪とぎを置くことなども必要であることを記載した。また、ネグレクトに関する参考情報や、適切な触れ合いや運動の内容についての参考情報、適切な給餌・

給水の情報としてボディコンディションスコアなどの情報を掲載している。

事務局からの説明後、以下の質問・意見等があった。

- 9ページの「趣旨」の1行目のところに、身繕い行動や休息といった文言を入れてもらえないか。あと32ページの「趣旨」のところに、健康管理の中身として具体的な健康管理と心理的な健康管理、そういう意識づけを入れていただきたい。38ページの「2日間の観察」も、通常の頻度での観察ではなく、もう少し頻度を高くやるべきだという感じのことを少し加えることはできないか。(委員)
- 重要なお指摘だと思う。どこにどのような形で記載を追加できるかというところは検討させていただきたい。例えば、基準に身繕い行動というところまで規定されていないので、その辺りの誤解がないようにしたい。ご指摘の趣旨としてはそういった行動ができることや、心理的な部分等にも配慮することが重要ということなので、参考情報、もしくは趣旨などの項目などに掲載が追加できるか検討したい。心理的な部分は直接的に判断することはかなり難しく、人によって意見が割れたりする部分もあるので、そこについて基準として定めると、行政処分の際に、それを踏まえてどこまで自治体職員等も指導できるか悩んでしまうこともあるだろう。基準としてレッドカードになるという前提との整合性を図りながら検討したい。(事務局)
- 11ページの「飼養期間が長期間にわたる場合の運動スペースの設置」のところで、長期間の飼養が行われることが前提で、販売業、譲渡業、貸出業等が書かれている。訓練業で訓練所などでのいわゆる預託訓練では、3カ月間、6カ月間預ける訓練というものがある。また、補助犬の訓練事業者の多くが第二種の取扱業を取得しているので、補助犬訓練事業者も飼養期間が長期間にわたると考えられる。おそらく自治体も該当の施設も自分たちはどうすればいいのか、ここに書かれていないと迷うところがあるだろう。そのため13ページに「特別な事情がある場合」の項目があるので、この辺りに補助犬の訓練事業者や訓練所における預託訓練などに対してはどう考えるか、というようなことを追加記載するといいのではないか。(委員)
- 28ページ「適切な温度管理のための情報」の「寒冷・温暖地域に適した犬種の例」のところに、シングルコートの例でマルチーズが含まれているが、マルチーズはダブルコートの子もいるので、これは省いたほうがいい。また、「温暖地域に適した犬種とされている」という一文は要らないのではないか。寒さに弱い傾向があると書いておけばいい。次のページの猫種も、シャム、ベンガルが特に寒さが苦手と例示で書かれているが、印象としてはシンガプーラのほうがもっと寒さに弱い。何を例にするかは難しいが、無難なところにし

たほうがいい。(委員)

- ▶ 34 ページに「一般的な健康診断項目とその目的」の表がある。以前は血液化学検査が含まれていたが、削られて、血液検査が CBC、いわゆる血球検査のみになっている。健康診断と考えると、血液化学検査は非常に重要である。確かに項目まで規定するのはガイドラインではふさわしくないのかもしれないが、ここは参考なので、血液化学検査を残しておいてもいいのではないか。血液化学検査の中で、例えば副腎や甲状腺まで書く必要はないが、腎臓機能や肝臓機能、いわゆる血液化学スクリーニング検査というのは健康診断で必ず行うものであるので、ここでは書いたほうがいいだろう。(委員)
- ▶ 44 ページ「その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項」の基準の解説のところで、趣旨にせっきくアニマルベースドメジャーという文言が入っている。例えばチェックのところで常同行動や転位行動といった行動の異常を、この基準の解説のところで追加していただきたいという希望がある。(委員)
- ▶ マルチーズの例示や血液化学検査等について、修正できる部分是对应させていただきます。11 ページの「長期間」のご指摘については、訓練業は完全に除くのではなく、基本的に長期間にわたるのであれば運動スペースの設置等も必要になってくる。分かりやすい部分として長期間にわたって飼育するという業態を例示させていただいており、必要かどうかは、実際にどれくらいの期間そこで飼育されるか等に応じて判断されるものになってくる。そのあたりが分かりづらかったようなので、少し見直しを検討させていただきたい。(事務局)
- ▶ 44 ページのアニマルベースドメジャーの部分に常同行動を入れるのは、なかなか難しいところもある。常同行動があった瞬間に事業が停止されるのか、もともと常同行動をしてしまう個体を譲り受けるような事例もあり得るので、基準自体にはそういった部分は入れられなかった。ただ、参考情報としてしっかりとそういう部分も観察することや、健康診断等において常同行動等がないかという部分もチェックするように、例えば 33 ページの項目などにも載せているので、そういった部分を踏まえて総合的に見ていただけるような方向にしたい。(事務局)
- ▶ 45 ページと 19 ページに出てくる「エンリッチメント」は「環境エンリッチメント」という言い方がおそらく基本的に使われる言葉である。それを略して「エンリッチメント」という言い方も多いが、ここではなるべく基本として「環境エンリッチメント」という言葉に揃えていただいた方がいいのではないか。45 ページの環境エンリッチメントの説明で、参考の 2 つ目「個体に合わせた飼養管理方法」というところは、割とやることをベースに書いてある

が個体に合わせた飼養管理方法と言っている割には、品種ならこうとか、猫ならこうとかぐらいしか書いていない。行動の様子や健康状態、例えば他の動物と仲が悪いなど、そういうところをきちんと見て、それに合わせて環境エンリッチメントをするというところまで書いていただきたい。そうでないと設備はあるが、実際に使ってないということにもつながってしまう。これがエンリッチメントの問題点でもあるので、ぜひそのあたりも入れていただけたらと思う。「心身の健康」などの言い方をさせていただくといいのではないか。いろいろな意味を含めた、ただの安全・健康でもなく、精神面だけでもないということを入れたい。(委員)

- いただいたご意見を踏まえて記載を見直したい。(事務局)
- 40 ページの繁殖のところを見ると、チェックポイントが5つあり、その基準に適合してるかのチェックポイントになっている。しかし繁殖について7ページのチェックポイントを見ると、全部で7項目ある。何が7ページで増えるのかというと、「繁殖した犬猫を販売する場合 57 日齢以上」、「遺伝性疾患等のおそれ」である。例えばこの遺伝性疾患のおそれについては、43 ページでは理想的な飼養管理に向けての3つ目の項目の遺伝性疾患のところに出てくる。理想的な飼養管理に向けた項目に記載され、直ちに必ず守らなくてはならないチェックリストにないものは改めてどういう整理になっているのか。(委員)
- 基本的にはメインの解説のパートについては、主に新しく定められた基準に関しての解説という形である。これまで遺伝性疾患のおそれがある交配等は駄目だというのは従来基準としてあったので、細かい解説は加えていない。主に今回新しくなった基準がこの解説の本体の趣旨となっているため、この解説のパートでは、そこについてのチェックポイントを抜粋して載せているという形である。解説の部分については特にその新しい基準についての情報を載せており、またより理想的な飼養管理等に関する情報について参考となる情報なども掲載している。繁殖のところはここに転記されていないチェックポイントの項目が少ないので、違和感があるかもしれないが、例えばケージ等に関してはチェックしなければならない基準がかなりあり、そこも改めて全部解説のパートに書くと全体として読みづらくなってしまいうため、本としてなるべくスリムにわかりやすく端的にまとめ、メリハリをつけさせていただいた。(事務局)
- 2の員数のところが非常に分かりづらい。内容的にも、もともと分かりづらいところだが、20 ページで「用語の定義」があり、その中に参考様式が入り込んでいる。しかも「用語の定義」や「員数の計算に当たっての留意事項」や「別表の読み方」など、それぞれの項目のタイトルも少し分かりにくい。何を読むべきなのかが非常に分かりにくくなっている構成ではないか。可能であ

れば「遵守状況の確認方法」というのが先に来て、こういうことをしなくちゃいけないからこういう別表を付けているという形にしたほうが分かりやすい。少なくともグレーの「用語の定義」「員数の計算に当たっての」など白抜きで書いてあるところの文章を、もう少し分かりやすくしたほうがいい。別表も、これは多分附則別表という意味だろうが、このタイトルを見たところで分からないので、もう少し易しくしていただけるといいのではないか。(委員)

- 使う側の目線に立って書くようにというご指摘なので、工夫したい。(事務局)
- 第一種事業者も第二種事業者もいろいろなフォームで書類を作らなくてはならない。保管義務があるということは当然分かっているが、そういうフォームはデジタルで残してはいけないものなのか。今回もフォーム集や行政の文章のひな形が付いているので、もしデジタルで残してもいいのであればフォームを付けたほうがいいのではないか。(委員)
- 電磁記録、デジタルでも大丈夫である。基準の解釈と運用指針をホームページに掲載するとき、様式を別途用意したほうが使いやすいと思われる。PDFで載っていると加工ができないので、Excelなどで表は載せるよう対応したい。(事務局)
- 配布方法について確認だが、オンラインのみなのか冊子等を配ったりするのか。また、これを使って「これはどういう意味ですか」などいろいろな質問が出た場合、指摘の多いところを情報として蓄積し見直すという計画はあるのか。(委員)
- 冊子での配布は、今のところ大々的にやることは考えていない。あくまでホームページでご覧いただくことを考えている。また基本的にはおそらく事業者からの質問は都道府県や政令市の動物愛護管理部局に届いて、その後そこで結論が出なければ環境省の相談窓口で相談があると考えている。その中で情報を蓄積して、これはぜひとも周知すべき内容だということがあれば、その時点で判断していきたい。(事務局)
- 多少誤字脱字がまだ残っている。その件も含めて今日いただいたご意見については事務局でまとめていただき、最終的には座長一任で確認をさせていただくという形にしたいが、ご異議ないか。(座長)
(異議なし)

(2) その他

事務局より、「資料2」今後の検討の進め方について」について以下の説明が行われた。

- 前段部分はこれまでの経緯、スケジュールをまとめているもので、説明は省

略する。下段の「検討の進め方」として、前回3月9日の時点で基準の解説書の案を示し、今回5月17日で解釈と運用指針という形で取りまとめていただいた。この解釈と運用指針の策定は6月1日の基準施行までにする予定である。

- 「今後の検討の予定」としては、中央環境審議会からいただいた答申の中で、「改正法の規定を受け、犬猫に係る飼養管理基準を具体化したものだが、犬猫以外の哺乳類、鳥類及び爬虫類に係る基準についても、今後検討を進めるものとする」とされている。今後、今年度、来年度にかけて犬猫以外の動物に関する検討を進める予定である。

5. 鳥居局長挨拶

本日、委員の皆さま方に、細部にわたり専門的な観点からのご意見を賜り、感謝申し上げます。飼養管理基準については、この6月1日から施行となる。振り返ると、動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会において、飼養管理基準のベースとなる基準の具体化の議論を、平成30年3月から始め、昨年8月には検討会の報告を取りまとめていただいた。その後中央環境審議会の動物愛護部会での審議とパブリックコメントの実施を経て、本年1月には環境大臣への答申をいただき、4月1日に公布に至った。これまでの熱心なご議論、ご尽力に改めて厚く御礼を申し上げます。この基準がいかに動物のよりよい状態を確保することにつながるか、まさにこれからの運用にかかっている。そのための一助となる基準の解釈と運用指針を本日まとめていただいたので、これをゴールではなく新たな出発点と受け止め、行政と事業者がしっかりと活用し、不適切な飼養管理をしている事業者に対して厳格な対応をしていくということを定着させていきたいと思う。この検討会では、犬猫の飼養管理基準とその解釈と運用指針をご審議いただいたが、犬猫以外の動物についても、この基準の検討を進めていかななくてはならない。委員の皆さま方には、引き続きご協力をお願いしたい。

以 上